

港区旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(前略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第五条 <u>法第五条第一項第四号</u>の規定による条例で定める事由は、宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第二項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 浴室は、次の基準によること。</p> <p>イ <u>清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。</u></p>	<p>(前略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第五条 <u>法第五条第三号</u>の規定による条例で定める事由は、宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第二項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 浴室は、次の基準によること。</p> <p>イ <u>洋式浴室を設ける場合の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</u></p>

ロ (略)

ハ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないように適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ニ (略)

八〇十一 (略)

(後略)

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

ロ (略)

ハ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。

ニ (略)

八〇十一 (略)

(後略)